

赤穂市環境基本計画（案）修正内容一覧（※変更部分は下線部）

1. 記載内容の変更を伴う修正

No.	頁	修正前	修正後
1	10	国・県においても令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を 実質ゼロにすることが表明され <u>ました。</u>	国・県においても令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を 実質ゼロにすることが表明され、 <u>事業者、市民も取組が必要とな</u> <u>りました。</u>
2	11	<u>⑤</u> 生物多様性の損失が加速しています。	<u>④</u> 生物多様性の消失が加速しています。
3	11	<u>⑥</u> 環境教育・環境学習が重要視されています。	<u>⑤</u> 環境教育・環境学習が重要視されています。
4	24	大気環境や廃棄物など一部の環境への負荷は増大または下げ止ま り状態にあります。	大気環境や廃棄物など一部の環境への負荷は下げ止まり状態にあ ります。
5	29	<u>日々のエネルギー利用において、無駄を省くライフスタイルやビ</u> <u>ジネススタイルの普及・啓発を行います。</u>	<u>ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、エネルギーの無駄</u> <u>を省く取組を普及・啓発します。</u>
6	29	○ テレワークの推進など、新たなライフスタイルやビジネスス タイルを推進します。	削除
7	34	子どもたちや高齢者への配慮などより質的充実に重点を置いた、 うるおいとやすらぎのあるまちを目指し、以下の <u>取組を進めま</u> <u>す。</u>	子どもたちや高齢者が安全で快適に生活できるよう質的充実に重 点を置いた、うるおいとやすらぎのあるまちを目指し、以下の <u>と</u> <u>おり取り組みます。</u>
8	49	家庭から出る生ごみなどの廃棄物を減らすため、ごみの堆肥化の 普及・啓発や市民・事業者・市が連携した <u>堆肥化などの仕組みづ</u> <u>くりについて研究し、取組を推進します。</u>	家庭から出る生ごみなどの <u>食品廃棄物を減らすため、ごみの堆肥</u> <u>化の普及・啓発や市民・事業者・市が連携した食品ロスを減らす</u> <u>仕組みづくりについて研究し、取組を進めます。</u>
9	49	家庭や事業活動からの食品ロスの削減に関する取組を推進しま す。	削除
10	51	<u>地球環境権の明確化や恵みを共有するための仕組みづくりについ</u> <u>て検討します。</u>	<u>地域環境権の明確化や恵みを共有するための仕組みづくりについ</u> <u>て検討します。</u>
11	58～59		地域環境権の用語解説を追加

2. 表現方法等の修正

No.	頁	修正前	修正後
1	1	とりわけ臨海部に工業地帯を配しているため、	とりわけ臨海部に工業地帯があることから、
2	1	産業公害への積極的な対応のため、昭和46（1971）年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、環境問題に対応してきました。	産業公害に対して昭和46（1971）年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、積極的に環境問題に対応してきました。
3	1	さらに、環境基本法制定の背景および循環型社会形成推進基本法の制定	さらに、環境基本法の制定および循環型社会形成推進基本法の制定
4	1	一刻の猶予もない状況となっています。	一刻の猶予もならない状況となっています。
5	4	地域間で適正な規模で連携し <u>あう</u> ことが求められています。	地域間で適正な規模で連携し <u>合う</u> ことが求められています。
6	9	① グローバル化が進展し、そのリスク露呈しています。	① グローバル化が進展し、そのリスクが露呈しています。
7	9	④ ICT、IoTの <u>浸透</u> 、価値観の多様化などにより、	④ ICT、IoTの普及、価値観の多様化などにより、
8	9	ICTやIoTの <u>浸透</u> 、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、令和2（2020）年5月には <u>転出超過</u> になっています。地方では、出生率低下に加え、若者の転出により、人口減少・少子高齢化が <u>ますます深刻化し、過疎化が進展</u> 、限界集落と呼ばれる地域も増加する一方、新たなビジネススタイルやライフスタイルを求めて、地方へ移住をする流れも <u>出つつ</u> あります。	ICTやIoTの普及、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、令和2（2020）年5月には <u>転出超過に転じて</u> います。地方では、出生率低下に加え、若者の転出により、人口減少・少子高齢化が <u>依然として深刻であり、過疎化の進展</u> や限界集落と呼ばれる地域も増加する一方、新たなビジネススタイルやライフスタイルを求めて、地方へ移住をする流れも <u>生まれつつ</u> あります。
9	9	地方で過疎化が深刻化する中、全国各地の自治体で、	地方で過疎化が深刻化する中、全国各地の自治体では、
10	10	行政の講じる <u>公助</u> による防災対策だけでなく、	行政の講じる <u>防災対策による公助</u> だけでなく、
11	10	新型コロナウイルス感染拡大による経済不況からの回復のための経済策は、従来型の短期的な経済回復ではなく、将来がより持続可能で復元力があるとともに、脱炭素社会への移行と転換の実現に寄与するものでなくてはならないと、 <u>欧州をはじめとしてその方針が示されています。</u>	<u>欧州をはじめとして、新型コロナウイルス感染拡大による経済不況からの回復のための経済対策は、従来型の短期的な経済回復ではなく、将来がより持続可能で復元力があるとともに、脱炭素社会への移行と転換の実現に寄与するものでなくてはならないという方針が示されています。</u>
12	11	適切なごみ処理による資源循環や環境に配慮した持続的な経済活動を <u>進める</u> ことが大切です。	適切なごみ処理による資源循環や環境に配慮した持続的な経済活動を <u>行う</u> ことが大切です。
13	11	エネルギーを <u>選択</u> する動きや脱炭素化への転換の必要性が求められています。	エネルギー <u>選択</u> の動きや脱炭素化への転換の必要性が求められています。
14	11	平成24（2012）年閣議決定された日本再生戦略でグリーン成長戦略を最重要戦略に <u>位置づける</u> など、	平成24（2012）年閣議決定された日本再生戦略でグリーン成長戦略が最重要戦略に <u>位置づけられる</u> など、
15	11	絶滅危惧種が増加するなど生物多様性の <u>損失</u> が加速しています。	絶滅危惧種が増加するなど生物多様性の <u>消失</u> が加速しています。
16	11	一人ひとりが <u>人間</u> と環境との関わりについて理解と認識を深め、	一人ひとりが <u>人</u> と環境との関わりについて理解と認識を深め、
17	11	世界規模で、 <u>環境問題の解決に向けた環境学習の推進に取り組ん</u> でいます。	世界規模で <u>環境問題の解決に向けた環境学習の推進が取り組ま</u> れています。

18	14	81%が市域外への負荷となっていると考えられます。	81%が市域外への負荷となっています。
19	14	産業廃棄物については他地域の分も資源化・処理しているとも考えられます。	産業廃棄物については他地域の分も資源化・処理しています。
20	14	他地域の市民へ	他地域の住民へ
21	16	事業所との環境保全協定の締結をはじめとし、	事業所との環境保全協定の締結をはじめ、
22	16	環境への負荷の低減に寄与する都市基盤の整備が進められていることなどから、	環境への負荷の低減に寄与する都市基盤整備が進められていることなどから、
23	16	また、歴史的資源が豊富なことから、	また、歴史的資源が豊富で、
24	16	河川や海辺などの親水空間整備など環境から受けるうるおいとやすらぎを増進する都市基盤の整備も進んでいます。	河川や海辺などの親水空間整備などうるおいとやすらぎを増進する都市基盤整備も進んでいます。
25	16	また、清流を誇る千種川、	また、清流千種川
26	16	「『子どもに伝え、残したい将来の赤穂市』に希望する都市像」	「『子どもに伝え、残したい将来の赤穂市』に希望する都市像」
27	17	事業活動の見直しのみならず、	事業活動の見直しだけでなく、
28	17	自然環境や本市の文化・環境と連動した水産業や農業の発展のための取組を進めます。	自然環境や本市の文化・環境と連動した水産業や農業の振興のための取組を進めます。
29	19	グローバル化の進展や我々が物質的欲求や快適さを追求し大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換はできておらず、地球温暖化など地球環境問題が生じ、その影響が顕在化し、我々人類そのものの生存基盤が脅かされています。	グローバル化の進展や物質的欲求や快適さを追求する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換はできておらず、地球温暖化など地球環境問題が生じ、その影響が顕在化し、人類そのものの生存基盤が脅かされています。
30	19	さらに、まちづくりにおける市民・事業者・市など主体間のより一層の協力・連携も求められています。	さらに、まちづくりにおける市民・事業者・市など主体間のより一層の協働・連携も求められています。
31	19	総合計画で掲げる『自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる活力のあるまち』を目指し、	総合計画で掲げる「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる活力のあるまち」を目指し、
32	21	また、臨海工業地帯をはじめとし多様な産業が立地していることから、	また、臨海工業地帯をはじめ多様な産業が市内に立地していることから、
33	21	環境への負荷の低減に向け、過度に利便性を追求した無駄な消費をやめるなど消費を最適にするとともに、	環境への負荷の低減に向け、利便性を過度に優先した消費をやめるなど消費を最適にするとともに、
34	22	環境の改変や里山の管理の低下などにより、	環境の改変や里山の管理低下などにより、
35	23	臨海部へ工場・事業場などが立地する際に、環境へ最大限の配慮を進めてきました。	臨海部へ工場・事業場などが立地する際に、環境について最大限の配慮を進めてきました。
36	24	環境への負荷のさらなる低減に向け、過度に利便性を追求した無駄な消費をやめるなど消費を最適にするとともに、物質循環が健全なまちを目指し、以下の取組を進めます。	環境への負荷のさらなる低減に向け、利便性を過度に優先した消費をやめるなど消費を最適にするとともに、物質循環が健全なまちを目指し、以下のとおり取り組みます。
37	24	自主的に管理するよう誘導を図ります。	自主的に管理するよう誘導します。
38	24	今後も引き続き必要に応じて環境保全協定の見直しを図ります。	今後も引き続き必要に応じて環境保全協定を見直します。

39	24	PHVやEVなどの低公害車の普及・導入を促進します。	PHVやEVなどの低公害車の普及・導入を促します。
40	24	できるだけ自動車に頼らない生活や事業活動を展開するよう啓発を図ります。	できるだけ自動車に頼らない生活や事業活動を展開するよう啓発します。
41	25	環境保全対策について自主的に管理するよう誘導を図ります。	環境保全対策について自主的に管理するよう誘導します。
42	25	今後も引き続き必要に応じて環境保全協定の見直しを図ります。	今後も引き続き必要に応じて環境保全協定を見直します。
43	25	下水処理場における水質高度処理の研究を促進します。	下水処理場における水質高度処理の研究を促します。
44	25	雨水の地下浸透を促進します。	雨水の地下浸透を促します。
45	25	雨水の流出抑制と利用を促進します。	雨水の流出抑制と利用を促します。
46	25	工場・事業場などの処理水・排水の有効利用を促進します。	工場・事業場などの処理水・排水の有効利用を促します。
47	25	水道水の効率的利用を推進します。	水道水の効率的利用を進めます。
48	25	人への健康や生態系への影響など環境リスクをもたらす化学物質についての調査・研究を推進します。	人への健康や生態系への影響など環境リスクをもたらす化学物質についての調査・研究を進めます。
49	25	野焼き防止の普及・啓発を推進します。	野焼き防止の普及・啓発を進めます。
50	26	市民・事業者・市が連携した堆肥化の仕組みづくりについての研究や普及・啓発などの取組を推進します。	市民・事業者・市が連携した堆肥化の仕組みづくりについての研究や普及・啓発などの取組を進めます。
51	26	リサイクルに関する施設の整備や仕組みづくりを推進します。	リサイクルに関する施設の整備や仕組みづくりを進めます。
52	26	資源ごみのリサイクルを一層促進します。	資源ごみのリサイクルを一層促します。
53	26	(一般廃棄物)パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を推進します。	(一般廃棄物)パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を進めます。
54	26	(産業廃棄物)パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を推進します。	(産業廃棄物)パトロールの実施などにより不法投棄の防止の徹底を進めます。
55	27	フロンガスの適正な回収・処理を促進します。	フロンガスの適正な回収・処理を促します。
56	27	海域への汚濁負荷やマイクロプラスチックなどによる海洋汚染を防止するための取組を推進します。	海域への汚濁負荷やマイクロプラスチックなどによる海洋汚染を防止するための取組を進めます。
57	27	化学物質の越境移動の防止に関する取組を推進します。	化学物質の越境移動の防止に関する取組を進めます。
58	27	森林の荒廃防止に関する取組を推進します。	森林の荒廃防止に関する取組を進めます。
59	28	世界、国、県が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、出来るだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減(緩和策)と生じる気候変動の影響に備え、	世界中が脱炭素化社会に向け、舵を切っており、できるだけ地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量の削減(緩和策)と生じる気候変動の影響に備え、
60	29	新築時または改修時に建築物の断熱性能を向上するよう啓発を行います。	新築時または改築時に建築物の断熱性能を向上するよう啓発します。
61	29	市民・事業者へ情報提供を行います。	市民・事業者へ情報提供します。
62	29	高効率機器の導入や遮熱対策などの取組を促進します。	高効率機器の導入や遮熱対策などの取組を促します。
63	29	廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出の削減を推進します。	廃棄物処理に関わる温室効果ガス排出の削減を進めます。
64	29	(2) 再生可能エネルギー導入推進	(2) 再生可能エネルギー導入の推進

65	29	事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入を <u>促進</u> します。	事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入を <u>促進</u> します。
66	29	国・県と連携し、 <u>情報提供</u> を行います。	国・県と連携し、 <u>情報提供</u> します。
67	29	再生可能エネルギー由来のエネルギー比率を高めることができるよう <u>検討</u> を行います。	再生可能エネルギー由来のエネルギー比率を高めることができるよう <u>検討</u> します。
68	29	徒歩・自転車の利用や公共交通機関の積極的利用を <u>推進</u> します。また、自動車も更新時にPHVやEVなどの低公害車への転換を <u>促進</u> します。	徒歩・自転車の利用や公共交通機関の積極的な利用を <u>進め</u> ます。また、自動車も更新時にPHVやEVなどの低公害車への転換を <u>促進</u> します。
69	29	低炭素化のための取組を <u>推進</u> します。	低炭素化のための取組を <u>進め</u> ます。
70	29	省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー導入の <u>推進</u> に寄与する人材の <u>育成</u> を推進します。	省エネルギー化や再生可能エネルギー導入に寄与する人材を <u>育成</u> します。
71	30	地域への気候変動の影響について <u>把握</u> を行います。	地域への気候変動の影響について <u>把握</u> します。
72	30	(2) 気候変動の影響に関する情報発信を行う。	(2) 気候変動の影響に関する情報発信 <u>など</u> を行う
73	30	市民や事業者へ、地域への気候変動の影響や適応策について、 <u>情報発信</u> を行います。	市民や事業者に対し、地域への気候変動の影響や適応策について、 <u>情報発信</u> します。
74	30	市民や子どもたちが気候変動の影響について、学びを深める場の <u>創出</u> を行います。	市民や子どもたちが気候変動の影響について、学びを深める場を <u>創出</u> します。
75	31	自然と共生するまちを目指し、以下の取組を <u>進め</u> ます。	自然と共生するまちを目指し、以下のとおり <u>取り組</u> みます。
76	31	<u>現存する自然</u> の保全のため、自然環境調査を行い、 <u>生息環境</u> の <u>把握</u> を進めます。	<u>現在の自然環境</u> を保全するため、自然環境調査を行い、 <u>生息環境</u> を <u>把握</u> します。
77	31	多様な主体との協働により自然の状態を把握します。	<u>市民団体など</u> との協働により自然の状態を把握します。
78	31	(2) 情報を <u>統合・活用</u> する	(2) 情報を <u>活用</u> する
79	31	適切な <u>情報提供</u> を行います。	適切な <u>情報提供</u> に <u>努め</u> ます。
80	31	保安林などの各法令に基づく <u>保全</u> を進め、	保安林などの各法令に基づく <u>保全</u> を進め、
81	32	水と緑の連続性によるビオトープ・ネットワークの <u>創出</u> を <u>促進</u> します。	水と緑の連続性によるビオトープ・ネットワークの <u>創出</u> を <u>促進</u> します。
82	32	公共施設における <u>緑化</u> の <u>推進</u> により生物の生息環境が確保できるよう配慮します。	公共施設の <u>緑化</u> により生物の生息環境が確保できるよう <u>配慮</u> します。
83	32	住宅や工場・事業場などにおける <u>緑化</u> の <u>推進</u> により生物の生息環境が確保できるよう配慮します。	住宅や工場・事業場などの <u>緑化</u> により生物の生息環境が確保できるよう <u>配慮</u> します。
84	32	農薬の節減など環境保全型農業の <u>促進</u> を図ります。	農薬の節減など環境保全型農業を <u>促進</u> します。
85	32	干潟や藻場の保全を図り、河口域の生態系の <u>保全</u> を図ります。	干潟や藻場の保全を図り、河口域の生態系を <u>保全</u> します。
86	32	自然を大切に <u>する心</u> を育む環境学習を <u>推進</u> します。	自然を大切に <u>する心</u> を育む環境学習を <u>進め</u> ます。
87	32	持続的に活用できるよう <u>普及・啓発</u> を行います。	持続的に活用できるよう <u>普及・啓発</u> します。
88	32	森林の多面的機能を発揮できるよう整備や木材活用を <u>推進</u> します。	森林の多面的機能を発揮できるよう整備や木材活用を <u>進め</u> ます。

89	33	開発など事業後の自然の状態の把握により、	開発など事業後の自然の状態を把握し、
90	34	工場・事業場などにおいて自主的に騒音・振動防止対策を図るよう指導します。	工場・事業場などにおいて自主的な騒音・振動防止対策を指導します。
91	34	幹線道路における低騒音型舗装の導入などの道路構造の改良を関係機関との連携のもと推進します。	関係機関との連携のもと幹線道路における低騒音型舗装の導入などの道路構造の改良を進めます。
92	34	モラル、マナーの啓発などを図ります。	モラル、マナーなどを啓発します。
93	34	工場・事業場などにおいて自主的に悪臭防止対策を図るよう指導します。	工場・事業場などにおいて自主的な悪臭防止対策を指導します。
94	35	都市公園などの体系的整備を推進します。	都市公園などの体系的整備を進めます。
95	35	緑豊かな山々を守り育てるために山林緑化を推進します。	緑豊かな山々を守り育てるために山林緑化を進めます。
96	35	ふれあいの森やハイキングコースの整備などを推進します。	ふれあいの森やハイキングコースの整備を進めます。
97	35	生け垣、壁面、駐車場など民有地の緑化を推進します。	生け垣、壁面、駐車場など民有地の緑化を進めます。
98	35	海水浴など観光・アウトドア利用に際してのマナーの徹底に関する啓発やごみ清掃などのボランティア活動に関する取組を進めます。	海水浴など観光・アウトドア利用に際してのマナーの徹底やごみ清掃などのボランティア活動を推奨するよう取組を進めます。
99	36	河川や水路、道路、公園、空き地など身近な環境の美化を推進します。	河川や水路、道路、公園、空き地など身近な環境の美化を進めます。
100	36	歩行などを阻害する不法駐輪・放置自転車の撤去・啓発などを推進します。	歩行などを阻害する不法駐輪・放置自転車を防止する取組を進めます。
101	36	歩行者のための街路照明を配置するなど、快適な街路空間を推進します。	歩行者のための街路照明を配置するなど、快適な街路空間を進めます。
102	37	ユニバーサルデザインの導入を促進し、	ユニバーサルデザインを導入し、
103	37	段差や障壁の解消から、市民相互の助け合いの啓発などによる心のバリアフリーまで、すべてのバリアフリー化を推進します。	段差や障壁の解消をはじめ、市民相互の助け合いの啓発などによる心のバリアフリーといった、すべてのバリアフリー化を進めます。
104	37	子どもたちが安全・快適に多様な自然にたどりつけるよう、	子どもたちが安全・快適に多様な自然にふれあえるように、
105	37	新たな環境課題は高齢者などの社会的弱者から影響があらわれやすいことから、	新たな環境課題は子どもや高齢者などの社会的弱者から影響があらわれやすいことから、
106	38	さまざまな製造業などの第二次産業、各種サービス業や観光業など第三次産業など、	製造業などの第二次産業、各種サービス業や観光業などの第三次産業など、
107	38	相乗効果を生み出すようなまちを目指し、以下の取組を進めます。	相乗効果を生み出すようなまちを目指し、以下のとおり取り組みます。
108	38	赤穂の歴史的・文化的環境の魅力を高め、観光業などの産業に活かすことを促進します。	赤穂の歴史的・文化的環境の魅力を高め、観光業などに活用します。
109	38	海水浴や里山など森とのふれあいなどアウトドア関連産業に活かすことを促進します。	海水浴や里山など森とのふれあいなどアウトドア関連産業に活用します。

110	39	環境変化に適応した事業活動の促進を図ります。	環境変化に適応した事業活動を促します。
111	40	環境に配慮したまちづくりを進めるためには、 <u>今</u> 、私たち一人ひとりがどのような環境におかれているのかわかり、	環境に配慮したまちづくりを進めるためには、私たち一人ひとりがどのような環境におかれているのかわかり、
112	40	環境学習などを通じて環境に配慮した人・社会が環境について楽しく学び・ともに育むまちを目指し、以下の <u>取組を進めます</u> 。	環境学習などを通じて環境に配慮した人・社会が環境について楽しく学び・ともに育むまちを目指し、以下の <u>とおり取り組みます</u> 。
113	40	学習をリードする地域人材の活用を <u>推進</u> します。	学習をリードする地域人材の活用を <u>図ります</u> 。
114	40	子どもの頃から環境づくりの活動に参加できるよう仕組みづくりを <u>推進</u> します。	子どもの頃から環境づくりの活動に参加できるよう仕組みづくりを <u>進めます</u> 。
115	40	環境家計簿など環境学習のための教材の充実および活用を <u>推進</u> します。	環境家計簿など環境学習のための教材を <u>充実し</u> 、活用します。
116	40	小学校の屋根全面改修時に太陽光発電などの教材となる施設の <u>整備</u> を図ります。	小学校の屋根全面改修時に太陽光発電などの教材となる施設を <u>整備</u> します。
117	40	環境づくりに関するワークショップや学習会の場を提供し、環境に関する具体的な取組への市民や事業者の参加を <u>推進</u> します。	環境づくりに関するワークショップや学習の場を提供し、環境に関する具体的な取組への市民や事業者の参加を <u>促します</u> 。
118	41	事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から随時 <u>見直し</u> を検討します。	事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から随時 <u>見直し</u> します。
119	41	ひいては農業など地元産業の応援や農地などの環境資源の保全にもつながる「 <u>地産地消</u> 」を <u>促進</u> します。	ひいては農業など地元産業の応援や農地などの環境資源の保全にもつながる「 <u>地産地消</u> 」を <u>促します</u> 。
120	44	<u>また</u> 、市域内にとどまらず広く千種川流域の環境の保全に貢献することにより、	市域内にとどまらず広く千種川流域の環境の保全に貢献することにより、
121	44	市民の千種川との関わりを深める <u>機会</u> の提供を今後も進めていきます。	市民の千種川との関わりを深める <u>機会</u> を今後も提供していきます。
122	44	有形・無形両面での千種川の文化に関する環境資源の <u>調査・活用</u> を図ります。	有形・無形両面での千種川の文化に関する環境資源について <u>調査・活用</u> します。
123	44	希少植物であるハマウツボや渡り鳥といった動植物の生息状況の把握など千種川の自然についての調査・研究を、 <u>今後も継続</u> して行います。	希少植物であるハマウツボや渡り鳥といった動植物の生息状況の把握など千種川の自然についての調査・研究を今後も継続して行います。
124	44	支流河川も含め工事区間の適切な設定や市民参加による魚の救出作戦など改修工事をする際の配慮に努めます。	支流河川も含め工事区間の適切な設定や市民参加による魚の救出作戦など改修工事にあたって <u>配慮</u> します。
125	44	千種川の水質を定期的に調査し、水質の保全を図ります。	千種川の水質を定期的に調査し、水質の保全に努めます。
126	45	事業活動に関して環境効率性の向上など事業者の自主的な取組を <u>推進</u> します。	事業活動に関して環境効率性の向上など事業者の自主的な取組を <u>促します</u> 。
127	45	事業者と市がお互い知恵を出し合いながら、新たな課題解決に向け、 <u>取組</u> を行います。	事業者と市とがお互い知恵を出し合いながら、新たな課題解決に向け、 <u>取組み</u> ます。
128	45	環境に関する情報交換や調査・研究を <u>推進</u> します。	環境に関する情報交換や調査・研究を <u>進めます</u> 。

129	46	自動車交通による環境への負荷の低減を進めます。	自動車交通による環境への負荷低減を進めます。
130	46	観光資源としても活用しながら、次世代への継承を図ります。	観光資源としても活用しながら、次世代へ継承します。
131	46	捨て看板などの景観障害物の除去を推進することで、景観の保全を図ります。	捨て看板などの景観障害物の除去を推進することで、景観を保全します。
132	46	自動車を減らす取組を図ります。	自動車を減らすよう取り組みます。
133	47	季節外の生産や輸送に伴うエネルギーの削減につながる「地産地消」を促進します。	季節外の生産や輸送に伴うエネルギーの削減につながる「地産地消」を促します。
134	47	赤穂こどもエコクラブなどによる環境学習の場の提供に努めます。	赤穂こどもエコクラブなどによる環境学習の機会の提供に努めます。
135	47	赤穂こどもエコクラブについては、毎年小学4年生から6年生を対象に30名程度の会員を募集し、	赤穂こどもエコクラブについては、毎年小学4年生から6年生までを対象に30名程度の会員を募集し、
136	47	地球温暖化の影響を反映するとも言われる生物と地球温暖化の関係について考える場の提供に努めます。	地球温暖化の影響を反映するとも言われる生物と地球温暖化の関係について考える機会の提供に努めます。
137	47	家庭でできる温室効果ガス排出量の削減に努めるよう普及を進めます。	家庭でできる温室効果ガス排出量の削減について普及に努めます。
138	47	③ 地産地消を促進します	③ 地産地消を促します
139	47	赤穂産農水産物の市内学校給食への導入など、地産地消を促進します。	赤穂産農水産物の市内学校給食への導入など、地産地消を促します。
140	47	④ 企業間の連携や新たな仕組みを促進します	④ 企業間の連携や新たな仕組みを促します
141	47	PPA事業の普及など、地球温暖化対策について、新たな仕組みを促進するとともに、企業間の連携を促進する仕組みについて検討します。	地球温暖化対策について、PPA事業など新たな企業間の連携の仕組みを促します。
142	49	⑤ 地球温暖化防止の観点からグリーン調達を進め、脱炭素化に向けたモデルを促進します	⑤ 地球温暖化防止の観点からグリーン調達を進め、脱炭素化に向けたモデルを促します
143	49	脱炭素化に向けた取組事例の情報提供を行い、脱炭素化を促進します。	脱炭素化に向けた取組事例の情報提供を行い、脱炭素化を促します。
144	49	生ごみの水切りに関する普及・啓発を進めます。	生ごみの水切りに関する普及・啓発します。
145	49	産業廃棄物として排出されたものについては、	産業廃棄物として排出されるものについては、
146	50	赤穂市では、これまで地域環境、地球環境の保全について、環境基本計画に基づいて推進し、その役割を市民・事業者・市が協働しパートナーシップを組むことで課題解決を図ってきました。	赤穂市では、これまで地域環境や地球環境の保全について、環境基本計画に基づいて取り組み、その役割を市民・事業者・市が協働しパートナーシップを結ぶことで課題解決を図ってきました。
147	50	この赤穂環境保全協議会および赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会と密に連携を図っていきます。	この赤穂環境保全協議会および赤穂市環境パートナーシップ事業所登録制度審査会と連携していきます。
148	50	周辺市町と連携して持続可能な社会の構築に向け取り組みます。	周辺市町と連携して持続可能な社会の構築に向けて取り組みます。

149	51	事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から随時見直しを検討します。	事業者の自主的な取組の促進とすべての主体の協働の観点から随時見直します。
150	51	市民・事業者との協力・連携を推進します。	市民・事業者との協力・連携を進めます。
151	52	勤務や余暇活動で本市へ来る来訪者も、	勤務や余暇活動による本市への来訪者も、
152	53	目標や基本的施策などについて見直しを行います。	目標や基本的施策などについて見直します。
153	53	必要に応じて見直しを図ります。	必要に応じて見直します。